

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者又は組合に対し、省エネルギー関連設備、創エネルギー関連設備及び蓄エネルギー関連設備（以下「省・創・蓄エネ関連設備」という。）の整備に必要な資金の融資を行うことにより、温室効果ガスの低減を図り、もって地球温暖化対策に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずるもので知事が特に融資の必要があると認めたものをいう。
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であつて、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるものをいう。
- (3) 省・創・蓄エネ関連設備 別表1に掲げる設備をいう。
- (4) 取扱金融機関 別表2に掲げる金融機関をいう。

(融資を受ける者の資格)

第3条 この要綱により融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを備えた中小企業者又は組合とする。

- (1) 県内に工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）を有し、原則として当該事業を6箇月以上行っていること。
- (2) 自己資金のみでは、省・創・蓄エネ関連設備を整備することが困難であること。
- (3) 事業税を滞納していないこと。
- (4) 省・創・蓄エネ関連設備の購入又は整備工事に着工していないこと。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (5) 山口県が認める省エネルギー診断等を受診していること又は、やまぐち再エネ電力利用事業所に認定されていること。

(融資の対象)

第4条 融資の対象は、省・創・蓄エネ関連設備の整備に必要な融資を受ける者が、当該事業の用に供するものとする。

2 融資は、省・創・蓄エネ関連設備の整備に要する経費について行うものとし、他の公的補助又は融資を受ける場合は、当該金額を控除した額とする。

ただし、控除後の金額が、第5条第1号に定める融資限度額を超えるときは当該限度額とする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 融資限度額 5,000万円

- (2) 融 資 利 率 年 1. 8 パーセントとする。
- (3) 融 資 方 法 証書貸付とする。
- (4) 融 資 期 間 1 0 年以内とする。（据置期間 2 年以内可）
- (5) 償 還 方 法 原則として元金均等月賦償還とする。

（事前協議の実施）

第 6 条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資事前協議書（別記第 1 号様式）により、山口県環境政策課と事前協議を行わなければならない。

2 山口県環境政策課は、前項の規定により事前協議を行ったときは、協議結果を融資申込者に通知するものとする。

（融資の申込み）

第 7 条 融資申込者は、取扱金融機関所定の申込書類のほか、山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資認定申請書（別記第 2 号様式（以下「認定申請書」という。））及び認定申請書に記載する書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

第 8 条 取扱金融機関は、前条の規定により認定申請書を受理したときは、融資の適否について審査し、別記第 3 号様式により知事に回付するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定申請書の回付があったときは、その内容を審査し融資の適否を取扱金融機関及び融資申込者に通知するとともに、融資を適当と認めるときは、預託金の額等について取扱金融機関に通知するものとする。

（原資の預託）

第 9 条 県は、この要綱による融資を実施するために必要な資金の一部（以下「原資」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託は、前条第 2 項の通知に係る融資額又は毎年度末の融資残高につき、当該取扱金融機関に対して行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、原資の預託率、預託金の運用等については、県と取扱金融機関とが契約で定める。

（取扱金融機関の協調融資）

第 10 条 取扱金融機関は、前条第 1 項の規定により原資の預託を受けたときは、預託金（貸付金）に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の額を省・創・蓄エネ関連設備整備資金として融資するものとする。

2 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより融資を行わなければならない。

- (1) 融資条件は、第 5 条に定めるところによる。
- (2) 融資を行うに当たっては、次条各号に掲げる事項の遵守をその条件とすること。
- (3) 融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならない。
- (4) 取扱いに当たっては、一般業務との区分を明確にしておくこと。

3 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、直ちに山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資決定報告書（別記第 4 号様式）を知事に提出するとともに、融資申込者に対しその旨を通知しなければならない。

4 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資台帳（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(融資を受けた者の遵守事項)

第11条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 融資資金は、融資目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 山口県省・創・蓄エネ関連設備整備計画を変更しようとするときは、あらかじめ山口県省・創・蓄エネ施設整備計画変更承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、知事が特に認めた軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 省・創・蓄エネ関連設備の購入又は整備工事に着工したときは、速やかに山口県省・創・蓄エネ関連設備整備工事着工・購入届（別記第7号様式）を知事に提出すること。
- (4) 省・創・蓄エネ関連設備の整備が完了したときは、完了後30日以内に山口県省・創・蓄エネ関連設備整備完了報告書（別記第8号様式）を知事に提出すること。
ただし、省・創・蓄エネ関連設備の購入の場合は、この限りでない。
- (5) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存しておくこと。

(一時償還)

第12条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、融資資金の全部又は一部を一時に償還させる必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとし、取扱金融機関は、融資を受けた者に対し、当該指示に係る融資資金を一時に償還させるための措置をとるものとする。

- (1) 融資の申込みの際に提出した書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資資金を融資の目的以外に使用したとき。
- (3) 省・創・蓄エネ関連設備の整備を中止し、若しくは正当な理由がなく、これらの購入・着工又は完了が著しく遅延したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、融資を受けた者に、償還不能その他融資を解約すべきと認められる事由が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により指示した取扱金融機関に対し、当該指示に係る融資資金に対応する預託金の返還を命ずることができるものとする。

(報告及び調査)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、取扱金融機関又は融資を受けた者に対し、報告を求め、帳簿その他の関係書類、省・創・蓄エネ関連設備を実地に調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1（第 2 条第 3 号関係）

分 類	対 象 設 備
省エネルギー関連設備	照明、給湯、空調等の効率化または断熱性能の向上を目的とした設備、もしくは、燃料転換設備、熱電併給設備で、温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）が既存設備比で10%以上削減できるもの（ただし、エアコン、冷蔵庫等のいわゆる家電製品は除く。また、LED証明等の照明器具の場合は、複数個所への設置に限る）
創エネルギー関連設備	再生可能エネルギーを利用した発電設備または熱利用設備（ただし、発電設備については、全量売電を目的とした設備を除く）
蓄エネルギー関連設備	蓄電池、燃料電池、V2B等の電力等のエネルギーを蓄え、必要に応じて利用可能な設備（ただし、V2Bについては、EV等を蓄電池として利用することが確認できる場合に限る）

別表 2（第 2 条第 4 号関係）

取 扱 金 融 機 関
株式会社 山口銀行 株式会社 西京銀行 株式会社 もみじ銀行 株式会社 西日本シティ銀行 東山口信用金庫 萩山口信用金庫 西中国信用金庫

別記第1号様式（第6条第1項関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資事前協議書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金の融資に係る事前協議を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

事業場名		業 種	
所 在 地		資本金又は 出 資 金	
事業開始		従 業 員	常時 人 臨時 人
省設・備 創整・備 蓄計エ画 ネの 関内 連容	整備しようとする 設備の名称・能力		
	処 理 等 の 目 的		
	施設整備の概要		
	整備の期間(予定)	年 月 日 着工・購入 年 月 日 完了	

- ※添付書類
- (1) 納税証明書（事業税（事業税の課税がない場合は法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税））
 - (2) 整備計画書及び工程表
 - (3) 事業場の平面図、配置図及び付近の見取図
 - (4) 融資対象設備の見積書、設計図、仕様書及びカタログ
 - (5) 改善設備等に係る温室効果ガス削減計画書、事業所全体の温室効果ガス削減計画書
 - (6) 省エネ診断報告書

別記第2号様式（第7条関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資要綱により融資の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業場名			業 種	
所 在 地			資本金又は 出 資 金	
事業開始			従 業 員	常時 人 臨時 人
融 資 申込金	所 要 金 額	自 己 資 金	融資申込額	本融資以外からの補助金 及び借入金
	円	円	円	円
償 還 期 間 (元金据置期間を含みます。)		年	元 金 据 置	1 希望なし 2 箇月希望
省設・備 創整・備 蓄計エ画 ネの 関内 連容	整備しようとする 設備の名称・能力			
	処 理 等 の 目 的			
	施設整備の概要			
	整備の期間(予定)	年 月 日 着工・購入 年 月 日 完了		

※添付書類

- (1) 納税証明書（事業税（事業税の課税がない場合は法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税））
- (2) 協議結果通知書
- (3) 整備計画書及び工程表
- (4) 事業場の平面図、配置図及び付近の見取図
- (5) 融資対象設備の見積書、設計図、仕様書及びカタログ
- (6) 改善設備等に係る温室効果ガス削減計画書、事業所全体の温室効果ガス削減計画書
- (7) 省エネ診断報告書

第 年 月 号 日

山口県知事 様

取扱金融機関

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資認定申請書の送付について
このことについて、下記の者から融資申込がありましたので、関係書類を送付します。

記

融資申込者の氏名又は名称	
審 査 意 見	
貸 付 予 定 額	本融資 円 その他 円
貸 付 予 定 日	原資預託後直ちに 年 月 日

※添付書類
・ 山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資認定申請書及び関係添付書類

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備資金融資決定報告書

第 年 月 号 日

山口県知事 様

取扱金融機関

融資決定したので、下記のとおり報告します。

記

1 被融資者の氏名又は名称

2 融資額 円

3 貸付予定日 年 月 日

別記第5号様式（第10条第4項関係）

山口県省・創・蓄工に関連設備整備資金融資台帳

[illegible]

別記第6号様式（第11条第2号関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備計画変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

年 月 日付け融資認定通知に係る設備整備計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

設備の名称	
融資年月日	年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

- ※添付書類
- ・ 変更に係る設備の内容等が把握できる整備計画表、工程表（フローシート）、配置図、設計図、仕様書等を添付すること。
- ※注
- （１）「融資年月日」欄は、金融機関から融資を受けた日を記入。
 - （２）「変更の内容」欄及び「変更の理由」欄は、詳細に記入すること。

別記第7号様式（第11条第3号関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備工事着工・購入届

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

年 月 日付け融資認定通知に係る省・創・蓄エネ関連設備整備工事に着工・購入したので、下記のとおり届け出ます。

記

着工・購入年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
工 事 ・ 購 入 費	
その他参考事項	

※添付書類

- ・工事請負契約書、売買契約書等の写し（購入の場合は、当該設備の写真）

※注

- ・設備工事の着工・購入は、取扱金融機関からの融資決定通知後に行うこと。

別記 8 号様式（第11条第 4 号関係）

山口県省・創・蓄エネ関連設備整備完了報告書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
代 表 者

年 月 日付け融資認定通知に係る省・創・蓄エネ関連設備の整備が完了したので、下記のとおり報告します。

記

事業場名					
所在地					
施設の名称					
事業費	当初見積額	円	精算額	円	
	借受額	円	その他融資 自己資金	円	
借入年月日	年 月 日	金融機関	銀行 金庫 支店		
着工年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日		
その他参考事項					

- ※注
- （１）この報告書は、設備整備完了後 3 0 日以内に提出すること。
 - （２）設備の購入の場合は、当該報告書は不要である。
 - （３）写真の枚数が多い場合は、別の用紙に貼り付けて添付すること。

写真貼付欄

設 備 整 備 後 の 状 況